

## 令和元年度「給付奨学金継続願」の提出（入力）に際しての留意点

### 1. スカラネットパーソナルによる継続願提出（入力）について

本紙とあわせてお渡しする「給付奨学金継続願」の提出手続きについて」の2～3頁にある「入力準備用紙」を作成し、大学へ提出が必要な書類（本紙2.参照）を準備の上、入力を開始してください。

スカラネット入力後、画面に受付番号が表示されるのを確認した上で、必ず印刷し、受付番号を「『給付奨学金継続願』入力準備用紙」にメモしてください。受付番号が表示されない場合は、提出（入力）が正常に終了していないため、再度提出（入力）してください。

#### 提出（入力）期限：1月17日（金）

※期間中、入力が可能な時間帯は8：00～25：00です。

※12月28日（土）～1月5日（日）は入力できません。

※スカラネットPSログインの際に必要なユーザーIDとパスワードは、新規登録時に各自で設定したものです。

### 2. 大学へ提出が必要な書類について

スカラネットによる継続願提出（入力）が完了したら、下記の書類1）2）を期限までに学生支援課（工学部7号館B棟）へ提出してください。

#### 提出期限：1月17日（金）

#### 1) 家計支持者の令和元年度（平成30年分）住民税（非）課税証明書（全員提出）

生計を維持している人（父母ともにいる場合は両方）の証明書を準備してください。父母ともにいる場合は、無職無収入であっても必ず両方の証明書が必要です。

生計を維持している人が政令指定都市にお住まいの場合は、「政令指定都市以外の標準税率（税源移譲前）に基づいた所得割額（※）」が記載された証明書を準備し、入力してください。

※証明書によって表記が異なる場合がありますので、下記を参照してください。

##### <政令指定都市>

大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市、熊本市

##### ※ 証明書の記載例

- ・指定都市以外の標準税率（税源移譲前）に基づいた税額
- ・旧税率で計算した市民税所得割額
- ・税源移譲前（市民税所得割）
- ・税源移譲関連（市民税）

##### 証明書のイメージ①

(参考) 指定都市以外の所得割の標準税率に基づいた税額等	
市民税所得割額	¥ XXX
県民税所得割額	¥ XXX

##### 証明書のイメージ②

	税源移譲前	税源移譲後
住民税課税額合計	¥ XXX	¥ XXX
(内) 市民税所得割	¥ XXX	¥ XXX
(内) 市民税均等割	¥ XXX	¥ XXX

この金額を入力

#### 2) 自宅外通学に関する証明書（自宅外月額支給者のみ提出）

自宅外通学で、自宅外月額の給付を受けている場合は、下記①②を両方提出してください。

- ① 家計を支えている人（父母ともにいる場合は両方）の住民票
- ② あなたの住民票または住所が確認できる公共料金の請求書等（※）

※必ずあなたの氏名と住所が記載されているものを準備してください。

### 3. 注意事項

・令和2年度新給付奨学金に申し込んだ方についても、必ず継続願を提出してください。継続願を提出しない場合、審査の結果新給付奨学金が採用にならなかった場合でも、旧給付奨学金の支給を受けることができません。

【問い合わせ先】 名古屋大学 学生支援課 日本学生支援機構奨学金担当（工学部7号館B棟）  
TEL 052-789-2175 受付時間 9:00～17:00